

# 青森県報

第三千三百四号

平成二十二年  
十月二十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定……………(障害福祉課) ……一

道路の区域の変更……………(道路課) ……一

道路の供用の開始……………(同) ……二

漁船保険付保義務の発生……………(県民局) ……二

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(西北地域) ……二

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……三

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……四

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……四

## 告 示

青森県告示第六百九十三号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第十二条の第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成二十二年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定期限
松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	平成三〇・一〇・六	平成三三・一〇・五

青森県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十一月十九日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	国 道	三三三八号	三沢市六川目二丁目一〇〇の五から 三沢市六川目二丁目一〇〇一の七三六まで	変更の区間	変更の 敷地の幅員	敷地の延長	備考
後	後	前	後	後	前	後	前
二六・七〇メートルまで	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで	一一・八〇メートルから 一一・八〇メートルまで

青森県告示第六百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十一月十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十日

青森県知事 三村 申吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三三八号	三沢市六川目二丁目一〇〇の五から 三沢市六川目二丁目一〇〇一の七三六まで	"
県道 南部田子線	三戸郡田子町大字田子字下モ鳴滝一〇から 三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上二四の六まで	平成三〇・一〇・一〇

青森県告示第六百九十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月二十日

青森県知事 三村 申吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字家岸五七番地四 石岡 清美	赤石水産
西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯三三番地一 今 弘 樹	
西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五番地一〇二 今 郁 行	

出先機関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十日

西北地域県民局長 小野 徳昭

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
長富	水田農業経営確立排水対策特別事業	平成三〇・三・一六
沢辺大堰	ため池等整備事業	三〇・三・三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小村初彦後援会	小村 初彦	小村 愛美	十和田市大字三本木字千歳森四二一〇	平成三・九・三
佐々木敬蔵後援会	佐々木 忠則	成田 勝雄	つがる市稲垣町千上鹿島五の一	三・九・七
村上貴紀後援会	村上 貴紀	村上 貴紀	青森市南佃二の六の一	三・九・八

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	代表者	新	旧	届出年月日
自由民主党青森県支部連合会		木村 太郎		大島 理森	平成三・九・九
民主党青森県第二区総支部	主たる事務所の所在地	神山 久志	十和田市大字相坂字高清水一三九の四	十和田市西四番町二の七	三・九・三
民主党青森県総支部連合会	会計責任者	洪谷 哲一		松尾 和彦	三・九・三

政党以外の政治団体

稲葉好彦後援会	代表者	福士 和弘	新	旧	届出年月日
五所川原の未来を拓く会	政治団体の名称	七戸 良樹		福士 和弘	平成三・九・六
大島理森後援会	会計責任者	古川 克明		川口 正範	三・九・八
大島理森階上町後援会	会計責任者	三島 厚悦		荒谷 憲輝	三・九・八
津島淳後援会	会計責任者	石田 純		和田 文夫	三・九・三
中野渡詔子後援会	主たる事務所の所在地	十和田市大字相坂字高清水一三九の四		十和田市西四番町二の七	三・九・三
みことの会	主たる事務所の所在地	十和田市大字相坂字高清水一三九の四		十和田市西四番町二の七	三・九・三

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、

次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
嶋中忠也後援会	平成三・二〇・九	平成三・九・六
秋元栄治後援会	三・八・三	三・九・六
秋元栄治を励ます会	三・八・三	三・九・六
あらせき渉後援会	三・九・一	三・九・三

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
小村 初彦(十 和田市議会議員)	小村初彦後援会	小村 初彦	十和田市大字三本 木字千歳森四二二 の二〇	平成 三・九・三
村上 貴紀(青 森市議会議員)	村上貴紀後援会	村上 貴紀	青森市南佃二の六 の一	三・九・八

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
井上 浩 (五所川原市 議会議員)	五所川原の 未来を拓く 会	資金管理団 体の名称	五所川原の 未来を拓く 会	つがるの未 来を拓く会	平成 三・九・七
中野渡 詔子 (衆議院議員)	みこと国会	主たる事務 所の所在地	十和田市大 字相坂字高 清水一三九 の四	十和田市西 七番町の二 七	三・九・二

### 監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成22年8月31日付け青監査第49号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年10月20日

青森県監査委員

同	泉 山 哲 章
同	元 木 篤 子
同	相 川 正 光
同	橋 一 三













		<p>また、平成22年度から、毎月開く催しでの事業の状況及び定員・課長代理・各GM・各グループで確認する体制とした。</p>
スポーツ健康課	<p>報償費において、支払の手続が遅延しているものがある。</p>	<p>各学校に対して実績報告書の提出期限を厳守するよう注意喚起を図るとともに、事務処理方法の速見直しを検討することとした。</p>
青森県立三戸高等学校	<p>需用費において、支払の手続が遅延しているものがある。</p>	<p>執行状況を常に把握し、複数の職員による確認体制を強化するとともに、相手方と適切な財務事務の執行に努めることとした。</p>
青森県立弘前第二養護学校	<p>財務事務の執行について、内部チェック体制及び相互牽制が機能していない。</p>	<p>事務分掌を見直すことにより、事務職員全員による執行状況の点検、確認及び財務事務執行の状況を確認することとし、財務事務の執行体制を改善することとした。</p>
	<p>需用費、役務費及び使用料及び賃借料において、事務手続が適正でないものがある。</p>	<p>複数の職員による財務事務の執行体制及びチェック体制を強化することとし、業務に関するスプレッドシートを作成し、毎月、校長が執行状況を把握し、自己チェックの執行を活用することとした。</p>
青森県警察本部	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>放置違反金の自主納付催促と滞納処分の徹底により、納付率を高めることとした。今後、督促を行うこととしない場合は、督促を行うこととした。</p>

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一間屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------